

■ Article (vol. 41) ■

平成 23 年度税制改正の行方

日税研専務理事 坂田純一

.....

平成23年度税制改正の作業が進捗中である。この作業は、当然のことながら「平成22年度の税制改正大綱－納税者主権の確立へ向けて－」(平成21年12月22日閣議決定)における「(今後の)税制改革の進め方」を受けたものである。「税制改革の進め方」の改正検討内容(項目)は、「納税環境の整備」を始めとして「地域主権の確立に向けた地方財源のあり方」までを「各主要課題の改革の方向性」とし、9項目にまとめて公表している(詳細省略)。また、閣議決定では、この作業に当たって「今後、専門家委員会の助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民に提示する。」としていた。

有識者で構成される専門家委員会(神野直彦委員長)の主要な役割は、①中長期的な税制抜本改革に向けての具体的なビジョンの調査研究、②各年度の税制改正に当たって必要な調査研究等となっており、そこでは納税環境整備小委員会と基本問題検討小委員会という二つの小委員会を置いており、税制調査会に対して助言と報告をするとされている。

民主党政権下では旧(政府)税制調査会を廃止し、国会議員による、いわゆる政治主導とされる(新)税制調査会を設置したが、この専門家委員会はその構成や役割を垣間見ると旧(政府)税制調査会のそれと類似したものではないかとも思われる。

去る6月22日、専門家委員会は「議論の中間的な整理」を取り纏め公表した。税制調査会から専門家委員会に要請された主要なテーマは「80年代以降の内外の税制改革の総括」であるが、今般の公表では「個別税目の各論点に関して出された主な意見」が(別添)が含まれており、それらを基にすれば「平成23年度税制改正項目の行方」の一端を探れることとなる。なお、この「各論点」については、「平成22年度税制改正大綱の第3章における記述を踏まえつつ、意見交換を行った。審議の時間が限られていたことから、詳細まで議論を尽くせたわけではないが、委員から出された主な意見を紹介することとしたい。」とされているので留意されたい。以下、一部の注記や傍線は筆者のものである。

(注)「平成22年度税制改正大綱の第3章における記述」とは、「各主要課題の改革の方向性」と題し、中長期的な改革の方向性が示されているものを指す。

平成22年度第2回税制調査会(6月22日)資料一覧

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/22zen2kai.html>

「個別税目の各論点に関して出された主な意見」 (注：主な項目を抜粋)

(1) 個人所得課税

- 所得再分配機能の回復の観点から、所得控除から税額控除等への見直しが重要な課題。
- 所得税の所得再分配機能の回復や再配分のための財源調達機能の回復の観点から、税率構造(税率や税率適用幅)の見直しを検討すべき。
- 給付付き税額控除を導入する場合には、どのような目的で導入するのかという点や、執行可能性を十分考えるべき。
- 配偶者控除や扶養控除については、課税ベースを拡充するといった観点を含めて広く見直しを検討する。その際、必要などころに、税額控除等で配慮するとの考え方もあるのではないか。
- 給与所得控除に関しては、所得再分配機能の回復等の観点から、上限を設ける方向で検討すべき。また、いわゆる一人オーナーと個人事業主との課税の公正性を確保するため、一人オーナーに係る「二重控除」の解消に向けた見直しを行うことが重要。
- 金融所得課税については、理念的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。
- 上場株式等の譲渡益・配当課税の税率については、20%の本則税率に戻す方向で検討すべき。さらなる見直しに当たっては、諸外国の状況や法人税の水準を踏まえる必要。

(2) 資産課税

- 格差是正の観点から、相続税の基礎控除の引下げ等による課税ベースの拡大、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指すべき。
- 補完税である贈与税も同様に格差是正の観点から見直すことが必要との意見、住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置は世代間格差を引き継ぐことになるため期限に留意することが必要との意見がある一方、当該措置は現下の経済情勢から適当との意見があった。

(3) 法人課税

- 我が国の法人所得課税の税率は、国税と地方税を合わせた実効税率で見ると、国際的に高い水準にある。とりわけ、近年経済発展の著しい近隣の東アジア諸国と比較すると高い。
- 経済のグローバル化が進展する中で、企業立地を確保し、雇用の創出・維持を図るためには、法人実効税率の引下げを検討する必要。

(4) 消費課税

- 消費税は、景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目

であると同時に、勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる等の特長を有し、社会保障財源の中核を担うにふさわしい。

- 逆進性に関しては、以下の意見があった。
 - 一 社会保障給付は、真に支援が必要な者に対して、個々人の事情に応じたきめ細やかな社会政策的配慮を行うことが可能。その上で、低所得者を対象とした還付（給付）、軽減税率の設定の可否も検討。
 - 一 給付付き税額控除については、番号制度の導入が前提となるほか、不正受給の問題や執行コストを考慮する必要がある。
 - 一 軽減税率については、我が国の消費税の特長を損ない、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどにも留意が必要。
 - インボイス方式の導入は、仕入税額控除の適正化に資する面もあるが、他方で免除事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もあり、制度の信頼性・透明性の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮のバランスを踏まえた検討が必要。仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑することになるため、インボイス方式の導入が不可欠。
 - 簡易課税制度等の中小事業者の特例措置についても、事業者の事務の実態なども踏まえながら、引き続き必要な見直しが行われるべき。
- (5) 環境課税
- 地球温暖化対策のための税については、課税によるCO2排出抑制の観点から税制の仕組みを考える必要があり、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討すべき。

以上